

インテリアプランナー更新講習

更新講習テキスト 追補版

第2編 インテリア法規 関連法規



(公財)建築技術教育普及センター

1 建築基準法の概要

1-3 最近の改正内容

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)の概要

7-4 最近の改正内容

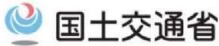


(公財)建築技術教育普及センター

1 建築基準法の概要

1-3 最近の改正内容

【建築基準法第28条第1項】 住宅の採光規定の見直し



現状・改正主旨

- 窓等の開口部で採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあっては1/7以上、その他の学校等の建築物にあっては1/5～1/10において政令で定める割合以上にしなければならない。
- コロナ禍における業務形態の変化等により、採光規定が適用されない用途（事務所、ホテル等）から住宅に用途変更する既存ストックの活用ニーズがある一方、必要な採光面積を確保するための工事が負担となり、断念するケースが発生。
- 熱損失が生じやすい開口部について、住宅の採光規定の見直しによって、省エネ手法のバリエーションが広がり、2050年カーボンニュートラル実現に向けた省エネ対策を一層推進。

改正概要

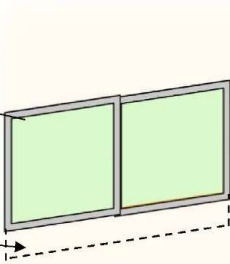
- 住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積の合理化



<合理化イメージ>

用途変更前の事務所に設置された窓の大きさ
(採光上居室の床面積の1/10以上のケースを想定)

住宅の場合に本来追加で必要となる窓の大きさ
(採光上、既存の窓と合計で床面積の1/7以上)



照明設備の設置

→ 開口部からの採光に期待していた明るさの代替措置
(床面において50lx以上の照度を確保)

確認・検査方法（技術的助言発出予定）

建築確認 照明設備の設置位置等を図書に明示
完了検査 シーリングローゼット等を目視等で確認

○住宅の採光規定の見直し

住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積を合理化し、原則1/7以上としつつ、一定条件のもとで1/10以上まで必要な開口部の大きさを緩和

（令和5年4月1日施行）



出典：
国土交通省HP
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_document.html
改正建築物省エネ法及び改正建築基準法等の解説資料
<https://www.mlit.go.jp/common/001609657.pdf>

1 建築基準法の概要

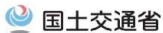
1-3 最近の改正内容

○耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化

建築物への**部分的な木材利用**の促進を図るため、耐火性能が要求される主要構造部のうち、**強化された防火区画内においてあらわしの木造で設計が可能**

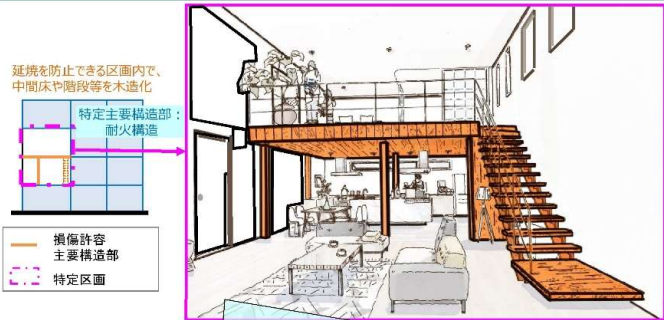
(令和6年4月1日施行)

【建築基準法第2条第9号の2】
耐火建築物において火災時に損傷を許容する主要構造部の規定について(①延焼防止関係規定)



改正概要(令第108条の3)①

○火災を区画内にとどめることで、建築物全体が倒壊・延焼しないための構造方法とした場合、**当該区画内において主要構造部の損傷を許容(あらわしの木造で設計可能)**。



【当該部分を区画する床、壁及び防火設備】
・木材使用量等に応じて長時間の火災に耐える強化防火区画を設置する。区画内の木造部材等が火災により燃焼等した場合、区画外や周囲の建築物への延焼を有効に防止。
※要求される具体の性能・仕様は告示にて規定。

【その他の留意点】
・損傷を許容する主要構造部についても一定時間一定の性能(厚み等)を要求
※要求される具体の性能・仕様は告示にて規定
・居室の用途、部位(共同住宅の天井等)によっては、現行規定(令第128条等)により内装制限がかかるため
仕上げを準不燃材料等とすることが必要

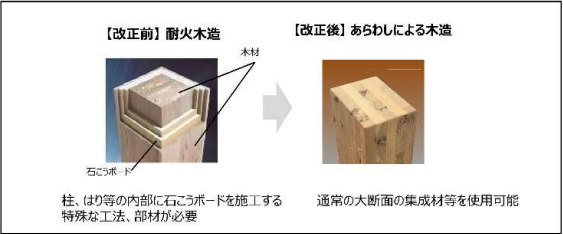
(参考)規制の合理化の効果



＜最上階の事務所のイメージ＞



＜中間階のメゾネット住戸のイメージ＞



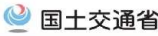
7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)の概要

7-4 最近の改正内容

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向け、エネルギー消費量の約3割を占める建築物分野での省エネ対策を加速させるため、**建築物省エネ法、建築基準法、建築士法、独立行政法人住宅金融支援機構法**の4つの法律が令和4（2022）年6月に改正。

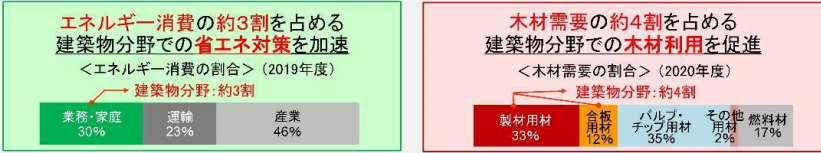
令和7年4月1日全面施行

改正建築物省エネ法等の背景・必要性・目標・効果



背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化



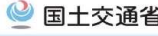
- 「エネルギー基本計画」（2021年10月22日閣議決定）※
 - ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
 - ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。
- ※ 「地球温暖化対策計画」（2021年10月22日閣議決定）にも同様の記載あり
- 「成長戦略フォローアップ」（2021年6月18日閣議決定）
 - ・ 建築基準法について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

＜2050年カーボンニュートラルに向けた取組＞

- 【2050年】
ストック平均で、ZEH・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）水準の省エネ性能の確保を目指す
 - 【2030年】
新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す
- 抜本的な取組の強化が必要不可欠

- 目標・効果
建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。
○ 2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減（2030年度）

改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化



Point

- ・ 2022年に**建築物省エネ法の改正法**が公布され、**原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付ける**など、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。

省エネ性能の底上げ

2025年4月～ 建築物省エネ法

全ての**新築住宅・非住宅**に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

規模	非住宅		住宅	
	現行	改正	現行	改正
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	適合義務 2021.4～	適合義務 2017.4～	適合義務 2021.4～
中規模 300㎡未満	適合義務 2021.4～	適合義務 2021.4～	適合義務 2021.4～	適合義務 2021.4～
小規模	説明義務 2021.4～	説明義務 2021.4～	説明義務 2021.4～	説明義務 2021.4～

ストックの省エネ改修

2023年4月～ 住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の**低利融資制度**の創設（住宅金融支援機構）

○ 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
○ 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

形態規制の合理化（施行済）

省エネ改修で設置
高効率の熱源設備
絶対高さ制限

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合
（市街地環境を害さない範囲で）
⇒ 形態規制の特例許可

再エネ利用設備の導入促進

2024年4月～ 建築物省エネ法

促進計画 市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の**再エネ利用設備**の設置を促進する区域※2を設定

※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電、等
※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

再エネ導入効果の説明義務

・ 建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化 ※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用設備を設置する場合
⇒ 形態規制の特例許可

太陽光パネル等を屋根にかけると建築物（建て坪）が増加

より高い省エネ性能への誘導

2024年4月～ 建築物省エネ法

住宅**トップランナー制度**の対象拡充（施行済）

省エネ性能表示の推進

【改正前】建売戸建、注文戸建、賃貸アパート
・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
・ 必要に応じ、勸告・公表・命令

【改正後】分譲マンションを追加

（参考）誘導基準の強化〔省令・告示改正〕
低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
一次エネルギー消費量基準等を強化

【改正前】
非住宅
省エネ基準から
▲30～40%
（ZEB水準）
住宅
省エネ基準から
▲20%
（ZEH水準）

【改正後】
非住宅
省エネ基準から
▲20%
（ZEB水準）
住宅
省エネ基準から
▲10%
（ZEH水準）

出典：国土交通省HP 改正建築物省エネ法及び改正建築基準法等の解説資料 <https://www.mlit.go.jp/common/001627103.pdf>



7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)の概要

7-4 最近の改正内容

【建築基準法第6条第1項】
建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し

国土交通省

現状・改正主旨

- 事務の簡素化を図る観点から、建築確認・検査において、以下の制度を設けている。
 - ・都市計画区域等の区域外では、一定規模以下の建築物は、建築確認・検査の対象外
 - ・都市計画区域等の区域内では、建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物は、構造関係規定等の一部の審査が省略（いわゆる4号特例）
- 省エネ基準への適合や、省エネに伴い重量化している建築物に対する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して建築物を整備・取得できる環境を整備する必要がある。

改正概要

- 建築確認・検査の対象外とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域外の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物」とする。
- 構造関係規定等の審査省略の対象とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域内の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物（新3号建築物）」とする。

※建築物省エネ法において、新3号建築物は省エネ審査が省略されており、構造関係規定などの審査省略の対象と一致する制度となっている。

<木造建築物に係る審査・検査の対象>

	現行	改正
建築確認	都市計画区域「内」 全ての建築物	都市計画区域「内」 全ての建築物
構造等の安全性審査	都市計画区域「内」 全ての建築物	都市計画区域「内」 全ての建築物
建築確認	都市計画区域「外」 階数3以上又は延べ面積500㎡超	都市計画区域「外」 階数2以上又は延べ面積200㎡超
構造等の安全性・省エネ審査	都市計画区域「外」 階数3以上又は延べ面積500㎡超	都市計画区域「外」 階数2以上又は延べ面積200㎡超

木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し

国土交通省

現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱性能の向上や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。
（建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月に施行。なお、1年間、現行の壁量基準等を適用可能とする経過措置を設ける。）

壁量基準の見直し（令第46条）

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し
現行：「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定
⇒見直し：建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
現行：存在壁量として、耐力壁のみ考慮
⇒見直し：存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能
- 高耐力壁を使用可能化
現行：壁倍率は5倍以下まで
⇒見直し：壁倍率は7倍以下まで
- 構造計算による安全性確認の合理化
現行：構造計算による場合も壁量計算が必要
⇒見直し：構造計算（昭和58年合則110号6号）による場合は壁量計算は不要

柱の小径の基準の見直し（令第43条）

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し
現行：階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定
⇒見直し：建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、柱の小径を算定
又は、
・小径別の柱の負担可能な床面積を算定

設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元[※]を入力すれば、必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備
※諸元：階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等
（技術的助言にて設計支援ツールを使用可能であることを位置づけ）

【建築士法第3条】
建築基準法改正に伴う二級建築士等の業務独占範囲の見直し

国土交通省

現状・改正主旨

- 「高さ13m又は軒高9m超」の木造建築物等の新築、増改築等を行う場合は、設計等に高度な構造計算が必要であるため、一級建築士でなければ、設計又は工事監理をしてはならないとされている。（簡易な構造計算の対象となる「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物は二級建築士も設計等を行えることとしている。）
- 今般の建築基準法の改正により、3階建て木造建築物のうち、簡易な構造計算によって構造安全性を確かめることが可能な範囲を、現行の「高さ13m以下かつ軒高9m以下」から、「高さ16m以下」に見直すこと等に伴い、簡易な構造計算の対象となる建築物の範囲として定められている二級建築士等の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合させる必要。

改正概要

- 従来は「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物について担えることとしていた二級建築士の業務範囲を、「階数が3以下かつ高さ16m以下」の建築物に改正する（※）
※一級建築士でなければ設計等を行うことのできない木造建築物等の「高さ」について、「地階を除く階数4以上又は高さ16m超」に見直す。
※二級建築士の業務範囲についても「階数が2以下かつ高さ16m以下」の木造建築物に見直す。

※改正事項：適宜木造建築物

現行	改正
延べ面積 81㎡	延べ面積 81㎡
階数 1階建て	階数 1階建て
高さ S ≤ 30m 30m < S ≤ 100m 100m < S ≤ 300m 300m < S ≤ 500m 500m < S ≤ 1000m 1000m < S	高さ S ≤ 30m 30m < S ≤ 100m 100m < S ≤ 300m 300m < S ≤ 500m 500m < S ≤ 1000m 1000m < S
※1階建てでなければ設計等できない	※1階建てでなければ設計等できない
※2階建てでなければ設計等できない	※2階建てでなければ設計等できない
※3階建てでなければ設計等できない	※3階建てでなければ設計等できない
※4階建てでなければ設計等できない	※4階建てでなければ設計等できない
※5階建てでなければ設計等できない	※5階建てでなければ設計等できない
※6階建てでなければ設計等できない	※6階建てでなければ設計等できない
※7階建てでなければ設計等できない	※7階建てでなければ設計等できない
※8階建てでなければ設計等できない	※8階建てでなければ設計等できない
※9階建てでなければ設計等できない	※9階建てでなければ設計等できない
※10階建てでなければ設計等できない	※10階建てでなければ設計等できない
※11階建てでなければ設計等できない	※11階建てでなければ設計等できない
※12階建てでなければ設計等できない	※12階建てでなければ設計等できない
※13階建てでなければ設計等できない	※13階建てでなければ設計等できない
※14階建てでなければ設計等できない	※14階建てでなければ設計等できない
※15階建てでなければ設計等できない	※15階建てでなければ設計等できない
※16階建てでなければ設計等できない	※16階建てでなければ設計等できない
※17階建てでなければ設計等できない	※17階建てでなければ設計等できない
※18階建てでなければ設計等できない	※18階建てでなければ設計等できない
※19階建てでなければ設計等できない	※19階建てでなければ設計等できない
※20階建てでなければ設計等できない	※20階建てでなければ設計等できない
※21階建てでなければ設計等できない	※21階建てでなければ設計等できない
※22階建てでなければ設計等できない	※22階建てでなければ設計等できない
※23階建てでなければ設計等できない	※23階建てでなければ設計等できない
※24階建てでなければ設計等できない	※24階建てでなければ設計等できない
※25階建てでなければ設計等できない	※25階建てでなければ設計等できない
※26階建てでなければ設計等できない	※26階建てでなければ設計等できない
※27階建てでなければ設計等できない	※27階建てでなければ設計等できない
※28階建てでなければ設計等できない	※28階建てでなければ設計等できない
※29階建てでなければ設計等できない	※29階建てでなければ設計等できない
※30階建てでなければ設計等できない	※30階建てでなければ設計等できない
※31階建てでなければ設計等できない	※31階建てでなければ設計等できない
※32階建てでなければ設計等できない	※32階建てでなければ設計等できない
※33階建てでなければ設計等できない	※33階建てでなければ設計等できない
※34階建てでなければ設計等できない	※34階建てでなければ設計等できない
※35階建てでなければ設計等できない	※35階建てでなければ設計等できない
※36階建てでなければ設計等できない	※36階建てでなければ設計等できない
※37階建てでなければ設計等できない	※37階建てでなければ設計等できない
※38階建てでなければ設計等できない	※38階建てでなければ設計等できない
※39階建てでなければ設計等できない	※39階建てでなければ設計等できない
※40階建てでなければ設計等できない	※40階建てでなければ設計等できない
※41階建てでなければ設計等できない	※41階建てでなければ設計等できない
※42階建てでなければ設計等できない	※42階建てでなければ設計等できない
※43階建てでなければ設計等できない	※43階建てでなければ設計等できない
※44階建てでなければ設計等できない	※44階建てでなければ設計等できない
※45階建てでなければ設計等できない	※45階建てでなければ設計等できない
※46階建てでなければ設計等できない	※46階建てでなければ設計等できない
※47階建てでなければ設計等できない	※47階建てでなければ設計等できない
※48階建てでなければ設計等できない	※48階建てでなければ設計等できない
※49階建てでなければ設計等できない	※49階建てでなければ設計等できない
※50階建てでなければ設計等できない	※50階建てでなければ設計等できない
※51階建てでなければ設計等できない	※51階建てでなければ設計等できない
※52階建てでなければ設計等できない	※52階建てでなければ設計等できない
※53階建てでなければ設計等できない	※53階建てでなければ設計等できない
※54階建てでなければ設計等できない	※54階建てでなければ設計等できない
※55階建てでなければ設計等できない	※55階建てでなければ設計等できない
※56階建てでなければ設計等できない	※56階建てでなければ設計等できない
※57階建てでなければ設計等できない	※57階建てでなければ設計等できない
※58階建てでなければ設計等できない	※58階建てでなければ設計等できない
※59階建てでなければ設計等できない	※59階建てでなければ設計等できない
※60階建てでなければ設計等できない	※60階建てでなければ設計等できない
※61階建てでなければ設計等できない	※61階建てでなければ設計等できない
※62階建てでなければ設計等できない	※62階建てでなければ設計等できない
※63階建てでなければ設計等できない	※63階建てでなければ設計等できない
※64階建てでなければ設計等できない	※64階建てでなければ設計等できない
※65階建てでなければ設計等できない	※65階建てでなければ設計等できない
※66階建てでなければ設計等できない	※66階建てでなければ設計等できない
※67階建てでなければ設計等できない	※67階建てでなければ設計等できない
※68階建てでなければ設計等できない	※68階建てでなければ設計等できない
※69階建てでなければ設計等できない	※69階建てでなければ設計等できない
※70階建てでなければ設計等できない	※70階建てでなければ設計等できない
※71階建てでなければ設計等できない	※71階建てでなければ設計等できない
※72階建てでなければ設計等できない	※72階建てでなければ設計等できない
※73階建てでなければ設計等できない	※73階建てでなければ設計等できない
※74階建てでなければ設計等できない	※74階建てでなければ設計等できない
※75階建てでなければ設計等できない	※75階建てでなければ設計等できない
※76階建てでなければ設計等できない	※76階建てでなければ設計等できない
※77階建てでなければ設計等できない	※77階建てでなければ設計等できない
※78階建てでなければ設計等できない	※78階建てでなければ設計等できない
※79階建てでなければ設計等できない	※79階建てでなければ設計等できない
※80階建てでなければ設計等できない	※80階建てでなければ設計等できない
※81階建てでなければ設計等できない	※81階建てでなければ設計等できない
※82階建てでなければ設計等できない	※82階建てでなければ設計等できない
※83階建てでなければ設計等できない	※83階建てでなければ設計等できない
※84階建てでなければ設計等できない	※84階建てでなければ設計等できない
※85階建てでなければ設計等できない	※85階建てでなければ設計等できない
※86階建てでなければ設計等できない	※86階建てでなければ設計等できない
※87階建てでなければ設計等できない	※87階建てでなければ設計等できない
※88階建てでなければ設計等できない	※88階建てでなければ設計等できない
※89階建てでなければ設計等できない	※89階建てでなければ設計等できない
※90階建てでなければ設計等できない	※90階建てでなければ設計等できない
※91階建てでなければ設計等できない	※91階建てでなければ設計等できない
※92階建てでなければ設計等できない	※92階建てでなければ設計等できない
※93階建てでなければ設計等できない	※93階建てでなければ設計等できない
※94階建てでなければ設計等できない	※94階建てでなければ設計等できない
※95階建てでなければ設計等できない	※95階建てでなければ設計等できない
※96階建てでなければ設計等できない	※96階建てでなければ設計等できない
※97階建てでなければ設計等できない	※97階建てでなければ設計等できない
※98階建てでなければ設計等できない	※98階建てでなければ設計等できない
※99階建てでなければ設計等できない	※99階建てでなければ設計等できない
※100階建てでなければ設計等できない	※100階建てでなければ設計等できない

- (ポイント)
- 建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し
- 小規模木造建築物に係る壁量基準等の見直し
- 二級建築士等の業務独占範囲の見直し

